

公共下水道の一時使用届に関する電子申請のご案内 (江東出張所)

リニューアルしました

電子申請すると、来所せずに事前協議が可能になります！

対象地域(※)

- ・ 江東区全域
- ・ 台場（港区）
- ・ 東八潮（品川区）
- ・ 令和島（大田区）

開始時期

令和7年11月25日
以降の申請

- ✓ 事前協議のための来所
が不要となります！
(事前立会は実施します)
- ✓ 電子申請なら、24時間
申請が可能です！

※その他の地域では、引き続き従来どおりの手續が必要です

手續はこちら／



一時使用届 江東出張所

検索



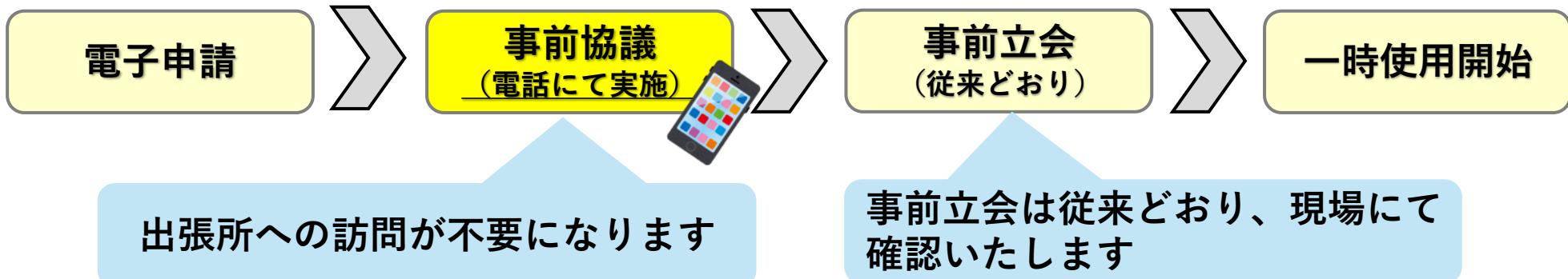
下水道局HP > 届出・申請 > 申請様式案内 > 排水 > 工事等に
伴い工事排水や地下水・湧水を下水道管に流す建築工事等を計画
される方へ（公共下水道一時使用届のご案内）

お問合せ先【平日8:30~17:15】

事前協議・事前立会に関するご質問 : 東部第一下水道事務所 江東出張所 (03-3645-9273)

現場査定・使用料納付等に関するご質問 : 東部第一下水道事務所 お客様サービス課 (03-3645-9646)

●電子申請時の手続の流れ



●記入例の閲覧方法と電子申請サイトへのアクセス方法

- 1 下水道局ホームページ（一時使用届のご案内）にアクセス

<https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/application/todoke/itijisiyou>

下水道局HP > 届出・申請 > 申請様式案内 > 排水 > 工事等に伴い工事排水や地下水・湧水を下水道管に流す建築工事等を計画される方へ（公共下水道一時使用届のご案内）

- 2 ①提出書類一覧を押下すると、記入例を閲覧できます

- 3 ②申請フォームを押下すると、電子申請サイトにアクセスできます

電子申請サイトをリニューアルし、全ての必要書類が提出できるようになりました！

ホームページのイメージ

【お知らせ】公共下水道の一時使用届に関する電子申請のご案内

電子申請により下水道局出張所に来所せずに事前協議が可能となる試みを実施しています。チラシは[こちら](#)（クリックしてください）

現在、試行として江東出張所との事前協議については、

STEP1：事前協議に必要な資料を提出書類一覧（クリックしてください）で確認し、データで作成してください。
STEP2：作成したデータを申請フォーム（クリックしてください）から送付してください。
STEP3：送付されたデータは下水道局出張所が確認し、折り返し電話させて頂きます。

とさせて頂きますので、来庁の必要はございません。ご協力のほどお願い致します。

※注1 上記STEPを実施して頂いた場合は、以下の「3 使用届提出」は必要ございません。

※注2 従来通り、来庁して事前協議をして頂いても構いません。

このまますぐに申請する

ゲストとして申請を進めます。
※メールアドレス認証が必要な場合があります。

申請へ進む

「申請へ進む」から、
申請内容の入力画面に
進むことが出来ます。